

**桂川右岸流域下水道洛西浄化センター  
運転管理業務委託**

**(流5洛西第13号の1)**

**桂川右岸流域下水道雨水幹線（北2，3  
号、南幹線）運転管理業務委託**

**(流5桂川右岸雨水第13号の4)**

**入札説明書**

**京都府流域下水道事務所**

---

---

## 目 次

1	委託業務の概要	1
1.1	委託業務名称	1
1.2	委託の目的	1
1.3	委託実施場所	1
1.4	施設の概要	1
1.5	委託業務の内容	2
2	入札に参加することができない者	3
3	入札に参加する者に必要な資格	3
3.1	単体業者の要件	3
3.2	共同企業体の要件	4
3.3	配置予定技術者	5
4	委託業務の実施に関する事項	6
4.1	総括責任者等の選任	6
4.2	業務の再委託等	6
4.3	委託の継続が困難となった場合の措置	6
4.4	契約に基づく委託の実施状況の監視	6
4.5	危機管理対応	6
5	一般競争入札参加資格の確認手続	7
5.1	入札参加資料の入手方法等	7
5.2	入札参加資格の確認手続	7
5.3	資格確認結果の通知	9
5.4	配布資料及び設計図書に関する質問回答	9
5.5	現地見学	9
6	入札手続	10
6.1	入札等スケジュール	10
6.2	入札手続等	10
6.3	郵便による入札の方法	11
6.4	入札書に記載する金額	12
6.5	委託費内訳書	12
6.6	再度入札	12
6.7	入札の無効	12
6.8	入札の辞退	13
6.9	落札者の決定方法	13
6.10	入札保証金	13
7	支払条件	14
8	契約に関する事項	14
8.1	契約保証金	14
8.2	契約書の作成及び違約金	14
8.3	契約の手続において使用する言語及び通貨	14
8.4	契約の解除予約及び損害賠償請求	14
9	その他	14
10	様式 一般競争入札参加資格確認申請書等	

# 1 委託業務の概要

## 1.1 委託業務名称

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託（流5 洛西第13号の1）  
桂川右岸流域下水道雨水幹線（北2，3号、南幹線）運転管理業務委託  
（流5 桂川右岸雨水第13号の4）

## 1.2 委託の目的

### 1) 汚水処理

流入水量及び水質に応じて十分に水処理施設の機能を発揮させ、所定の性能基準等に適合した処理ができるようにすること、また、発生汚泥量に応じ汚泥処理施設等を支障なく能率よく稼働するように維持管理等を行うこと、並びに水質、水処理、汚泥処理等の記録を行うこと。

### 2) 雨水処理

降雨状況、流入状況及び雨水排除施設の運転を監視するとともに、施設の点検を実施し支障なく効率的に稼働するよう維持管理を行うこと。

## 1.3 委託実施場所

### 1) 汚水処理

- ・洛西浄化センター 長岡京市勝竜寺樋ノ口1ほか
- ・その他 流域内の場外幹線管量計12箇所

### 2) 雨水処理

- ・呑龍ポンプ場（京都市伏見区淀大下津町）、乙訓ポンプ場（向日市鶏冠井町金村）ほか
- ・流入接続点 石田川、寺戸-4 他2箇所

## 1.4 施設の概要

### 1) 汚水処理

流域下水道名	桂川右岸流域下水道
主な対象施設	洛西浄化センター
施設能力	全体計画： 211,000m <sup>3</sup> /日 施設能力： 191,500m <sup>3</sup> /日
排除方法	分流式
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過

### 2) 雨水処理

流域下水道名	桂川右岸流域下水道
主な対象施設	呑龍ポンプ場、乙訓ポンプ場
施設能力	対策量： 約24万m <sup>3</sup> 放流量： 呑龍ポンプ場 約10m <sup>3</sup> /毎秒 乙訓ポンプ場 約0.3m <sup>3</sup> /毎秒
接続施設	石田川、寺戸-4、和井川、五間堀川-5
幹線管渠	第2号幹線 内径3.0m 延長2,864m 第3号幹線 内径6.1m 延長1,120m 雨水南幹線 内径3.5m 延長4,068m

対象施設については、設計図書の定めによるものとする。

## 1.5 委託業務の内容

### (1) 契約期間及び業務期間

契約期間は、契約日から令和7年4月30日までとする。

業務期間は、令和5年4月1日0時00分から令和7年3月31日24時00分までとする。

なお、契約日から業務開始日前日までを業務開始準備期間とし、業務満了の日の翌日から令和7年4月30日までを業務引継期間とする。

落札予定者は、自己の負担により、運転管理業務の現受託者から業務の実施に支障を来たさない範囲内において、業務の引継ぎを受けることができる。ただし、落札予定者は、引継ぎを受けるにあたり、委託者又は現受託者を含む第三者に及ぼした損害について、委託者又は当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

### (2) 業務内容

受託者は、下水処理場の運転管理に関して蓄積した知識と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、設計図書に定める所定の性能を担保することを最優先とし、処理場の運営管理を効率的かつ効果的に業務を遂行しなければならない。受託者が実施する本委託の業務内容は以下のとおりであり、具体的な業務内容については、共通仕様書及び個別業務仕様書に示す。

- ア 委託施設の運営管理、運転操作及び監視の各業務
- イ 委託施設の保守点検業務
- ウ 委託施設に関する水質管理及び水質試験業務
- エ 委託施設に関する施設管理及び物品調達業務
- オ 委託施設に関する管理業務等

## 2 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（1 社のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）又は複数の事業者により構成される共同企業体のいずれでも差し支えないが、以下の要件をそれぞれ全て満たさなければならない。

単体業者にあつては、3.1 節に掲げる要件

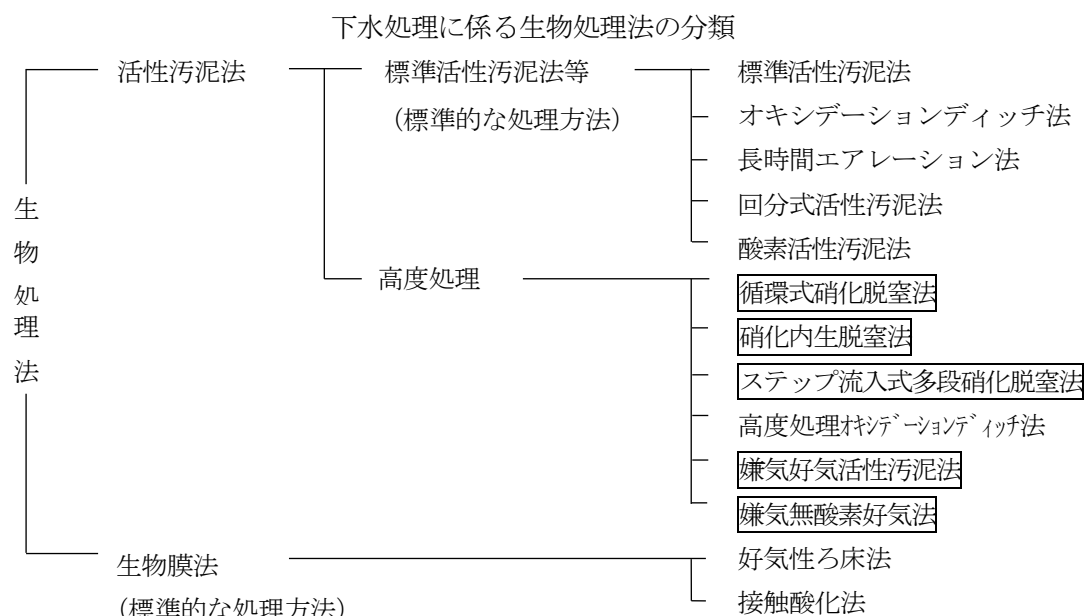
共同企業体にあつては、3.2 節に掲げる要件

### 3.1 単体業者の要件

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 4 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 4 年京都府告示第 1 号。）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「ビル管理等」－小分類「特殊施設管理」

- (2) 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る活性汚泥法による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が 1 日当たり 10 万立方メートル以上の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、平成 20 年 4 月 1 日以降に、下水道法に規定する高度処理（一部高度処理を含み、高度処理オキシデーショondiッチ法を除く。以下同じ。下記の「下水処理に係る生物処理法の分類」で四角囲みした処理法に相当。）による元請けとして 1 年以上の契約履行実績（令和 5 年 3 月末完了見込みを含む。）を有する者であること。



(出典「下水道施設計画・設計指針と解説」)

- (3) 緊急時の初期対応として、1 時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

なお、1時間以内に応急復旧を開始する体制とは、洛西浄化センターでの緊急時に、通常の交通手段（車や鉄道など）を用いて、1時間以内に緊急事態に対処できる職員を必要な人数だけ派遣できる場所（上下水道処理に関する業務を行っている場所、営業所等）に、受託者の技能及び技術職員等複数名が恒常的に確保出来ていることをいう。

- (4) 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者（以下「総括責任者」という。）を業務場所に専任で配置することができる者であること。

なお、総括責任者は、3.3節の(1)に定める実務経験を有すること。

- (5) 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者（以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で2名以上配置することができる者であること。

なお、副総括責任者は、3.3節の(2)に定める実務経験を有すること。

- (6) 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者（以下「主任」という。）を業務場所に専任で3名以上（うち運転操作業務で2名以上）配置することができる者であること。

なお、主任は、3.3節の(3)に定める実務経験を有すること。

- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

- (8) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

### 3.2 共同企業体の要件

- (1) 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者又は3者により自主的に結成されたものであること。

- (2) 代表者及びその他の構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30パーセント以上、3者の場合はそれぞれ20パーセント以上であること。

- (3) 代表者及びその他の構成員のいずれかが3.1節の(3)の要件を満たす者であること。

- (4) 共同企業体の代表者及びその他の構成員に必要なもの

ア 構成員全てが、3.1節の(1)、(7)及び(8)の要件を満たすこと。

イ 構成員全体として、3.1節の(6)の要件を満たすこと。

- (5) 共同企業体の代表者に必要なもの

ア 3.1節の(2)及び(4)の要件を満たすこと。

イ 3.1節の(5)に記載する資格及び実務経験を有する副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

ウ 3.1節の(6)に記載する実務経験を有する主任を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

エ 出資比率が(2)のその他の構成員の出資比率を下回らないこと。

- (6) 共同企業体のその他の構成員のもの

ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、元請けとして平成20年4月1日以降に1年以上同一の終末処理場での契約履行実績（令和5年3月末完了見込みを含む。）を有する者であること。

- イ 副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。  
 なお、副総括責任者は、3.3節の(2)に定める実務経験を有すること。
- ウ 主任を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。  
 なお、主任は、3.3節の(3)に定める実務経験を有すること。

### 3.3 配置予定技術者

#### (1) 総括責任者

必要な能力	終末処理場における維持管理業務の全体の責任者として、職務総括の管理能力がある者であること。
必要な資格	下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者であること。
必要な実務経験	高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括者の実務を1年以上又は副総括責任者の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に10年以上（そのうち5年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する者であること。

#### (2) 副総括責任者

必要な能力	総括責任者を補佐し又は代行でき、担当業務の責任者としての的確な判断ができる管理能力がある者であること。
必要な資格	下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者であること。
必要な実務経験	<p>【単体業者又は共同企業体の代表者の場合】</p> <p>高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又は主任の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に7年以上（そのうち4年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する者であること。</p> <p>【共同企業体のその他の構成員の場合】</p> <p>上の「高度処理の終末処理場の維持管理業務」を「標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維持管理業務」に、「7年以上（そのうち4年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）」を「7年以上」と読み替える。</p>

#### (3) 主任

必要な能力	担当業務の責任者として高度な技術を有し、また、業務の専門職として主体的に業務を遂行する管理能力がある者であること。
必要な資格	—
必要な実務経験	<p>【単体業者又は共同企業体の代表者の場合】</p> <p>高度処理の終末処理場の維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に5年以上（そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する者であること。</p> <p>【共同企業体のその他の構成員の場合】</p> <p>上の「高度処理の終末処理場の維持管理業務」を「標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維持管理業務」に、「5年以上（そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）」を「5年以上」と読み替える。</p>

#### (4) その他

配置予定技術者は、全て自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

## 4 委託業務の実施に関する事項

### 4.1 総括責任者等の選任

受託者は、本委託の実施に当たり、総括責任者、副総括責任者及び主任を選任し、書面により委託者へ通知すること。

### 4.2 業務の再委託等

受託者は、本委託の実施に当たり、本委託の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

なお、この場合、受託者は、当該第三者に対してこの契約に定める受託者の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、委託者に対し責任を負うものとする。

### 4.3 委託の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 受託者の契約不履行の場合

ア 受託者がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき等、委託者が契約を解除することができる事象が生じたときは、契約に基づき、委託者は契約を解除することができる。

イ 受託者（共同企業体にあつてはその構成員を含む。）が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられるときは、委託者は契約を解除することができる。

ウ 上記ア又はイにおいて、委託者が契約を解除した場合、受託者は、違約金を委託者に支払い、また、これにより生じた損害を委託者に賠償しなければならない。

#### (2) 委託者の契約不履行の場合

ア 委託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約の解除を申し入れることができる。

イ 上記アにおいて、受託者が契約を解除した場合、委託者は、これにより生じた損害を受託者に賠償しなければならない。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

不可抗力その他委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、委託者及び受託者双方は、委託継続の可否について協議する。

#### (4) その他

上記の解除事由、損害賠償金額等の詳細等は、契約で規定する。

### 4.4 契約に基づく委託の実施状況の監視

本委託の実施に際しては、委託者は、契約に基づき、受託者により提供されるサービスの履行確認等のため、本委託の実施状況の監視（モニタリング）を行う。

また、受託者は、自ら作成した自己監査（セルフモニタリング）に基づき、日報、月報及び年報等の報告書を作成すること。

### 4.5 危機管理対応

受託者は、危機管理事象が発生した場合、委託者が定めた「流域下水道危機管理要領」に即して対応する。この場合、危機管理レベルの高いときには、受託者は委託者の指揮監督を受けるものとする。



## 5 一般競争入札参加資格の確認手続

### 5.1 入札参加資料の入手方法等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075)954-1877

ファクシミリ番号 (075)955-2224

(2) 入札説明書等の交付

令和4年11月22日(火)から令和4年12月23日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

原則として、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の組織へ問い合わせの上、入手すること。

### 5.2 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認申請資料(以下「確認申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、共同企業体にあつては、当該共同企業体の代表者が、構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和4年12月22日(木)及び令和4年12月23日(金)

(2) 提出場所

5.1節の(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

ア 持参の場合

(1)の提出期間中の午前9時から午後5時15分までの間(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送の場合

郵便書留等の配達記録が残る方法で、(1)の提出期間内に必着させること。

(4) 提出書類

確認申請には、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、単体業者にあつては、イ及びウの提出は不要である。

ア 確認申請書(別記様式1)

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 共同企業体委任状

エ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

3.1節の(1)(3.2節において準用する場合を含む。)に掲げる業務種目に登録されていることがわかるものであること。

オ 同種業務の受託実績調書(別記様式2)

3.1 節の(2) (3.2 節において準用する場合を含む。)に掲げる要件を満たしている同種業務に係る契約履行実績を記載すること。

カ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

同種業務の受託実績としてオに記載した業務全てに係る契約書等の写し及び水処理施設の型式・規模等が判明できる図面等の写しを提出すること。

なお、提出する契約書の写しは、契約の概要が記載された箇所を抜粋して差し支えない。

また、クの配置予定技術者の資格要件を証明するもの(自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であること及び配置予定技術者の経験期間として記載した業務従事期間を確認できる書類(技術者の氏名等が記載されていること。))も含めて提出すること。

キ 緊急時の初期対応拠点の概況表(別記様式3)

緊急時の初期対応として1時間以内に応急復旧を開始するための初期対応拠点となる場所及び業務内容を記載すること。

ク 配置予定技術者調書(別記様式4)

それぞれの配置予定技術者について、3.1 節の(4)から(6)まで(3.2 節において準用する場合を含む。)に掲げる資格及び3.3 節に掲げる従事経験があることが確認できるよう、配置予定技術者ごとの資格及び同種業務の従事経験を記載すること。

この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、3.3 節に掲げる配置予定技術者の区分に応じて、それぞれ最低配置人数以上を記入することができる(この場合、予備候補者であることが判別できるように付記すること。)が、この場合であっても、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、業務実施に当たって、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

ケ 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明書

1年以内のものであって、直近のものであること。

なお、登録証明書は、構成員全てについて必要である。

コ 営業所一覧表(別記様式5)

サ 権限を営業所長等に委任する場合にあっては、委任状(別記様式6)

(5) その他

ア 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、各1部提出すること。

ウ 下水道処理施設維持管理業者登録票に登録されていない者で入札に参加しようとするものは、次により登録審査を受けることができる。詳細については、以下の問い合わせ先に問い合わせること。

(ア) 登録に関する文書の入手先

原則として、国土交通省近畿地方整備局ホームページ(<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/town/gesui/ichiran.html>)からダウンロードすること。

(イ) 登録関係書類の提出場所及び問合せ先

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館1階  
国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課管理係  
電話番号(06)6942-1141(代表)

エ 3.1節の(1)に掲げる資格を有していない者は、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 提出期限

令和4年12月9日(金)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。詳細については、以下の(ウ)に問い合わせること。

(イ) 資格審査に関する文書の入手先

原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課入札・物品調達調整係

電話番号(075)414-5430

### 5.3 資格確認結果の通知

資格審査の確認結果は、確認申請書を提出した者に令和5年1月20日(金)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 5.4 配布資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問

質疑書(別記様式7)に要点を簡潔かつ明確に記載し、6.1節に示す期日までに、ファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答

入札参加資格に関する質問、設計図書に関する質問ともに、6.1節に示す期日までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

### 5.5 現地見学

入札に参加を希望する者で、業務場所の見学を希望する者は、6.1節に示す期日までに、ファクシミリで5.1節の(1)の契約条項を示す場所へ提出し、電話等で受信確認を行うこと。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

なお、現地見学会の具体的な日時については、申込者に連絡して通知するが、希望する日時とならない場合がある。

また、現地見学の対象施設は、洛西浄化センターのみとする。

## 6 入札手続

### 6.1 入札等スケジュール

手続等	期間・期日・期限等
入札説明書等の配布期間	令和4年11月22日(火)から令和4年12月23日(金)まで
入札参加資格確認申請書の受付期間	令和4年12月22日(木)及び令和4年12月23日(金)
入札参加資格確認結果の通知	令和5年1月20日(金)までに通知
質問の受付	入札参加資格に関する質問： 令和4年11月22日(火)から令和4年12月2日(金)まで 設計図書に関する質問： 令和4年11月22日(火)から令和4年12月13日(火)まで
質問の回答	入札参加資格に関する回答：令和4年12月7日(水) 設計図書に関する回答：令和4年12月19日(月)
現地見学会の申込	令和4年11月22日(火)から令和4年12月2日(金)まで
現地見学会の実施予定	令和4年12月8日(木)から令和4年12月13日(火)まで
入札及び開札の日時	令和5年1月26日(木) 午前10時 郵送による場合の入札書の受領期限 令和5年1月25日(水) 午後4時

### 6.2 入札手続等

#### (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時：令和5年1月26日(木) 午前10時

イ 場所：長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

#### (2) 入札の方法

ア 入札者は、(1)のアに示す日時に、(1)のイに示す場所へ入札書(別記様式8)等を持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。(郵便入札については6.3節で説明。)

イ 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しなければならない。

なお、入札書を代理人名で提出するときは、委任状（別記様式9）を提出すること。

ウ 入札書は、必要事項を全て記入し、資格確認通知書の写しとともに封筒に入れ開口部全てを密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「洛西浄化センター運転管理業務委託 雨水幹線（北2，3号、南幹線）運転管理業務委託 入札書在中」と記載すること。

なお、入札書提出時に、委託費内訳書を併せて提出することとし、入札書封筒に同封しても差し支えない。

エ 委託費内訳書に記載する価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とし、合計額は入札書に記載する金額に一致させること。

オ 再度入札における入札書についてもウと同様とし、入札書とは別の封筒に入れ、「洛西浄化センター運転管理業務委託 雨水幹線（北2，3号、南幹線）運転管理業務委託 再入札書在中」と記載すること。

カ 一旦提出した入札書は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

キ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

ク 入札回数は、2回までとする。

(3) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(4) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 6.3 郵便による入札の方法

(1) 受領期限 令和5年1月25日（水）午後4時まで

(2) 提出先 〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1  
京都府流域下水道事務所長

(3) 入札書の郵送、收受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。

ア 入札書は、6.2節の(2)により作成する。

イ 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書又は再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。

ウ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「委託費内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。

エ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

オ 「委託費内訳書」と朱書きした中封筒には、委託費内訳書を入れ、封印等の処理をする。

カ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

キ 6.6節に規定する再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封筒（封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの）を当初の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

ク 一旦郵送により提出した入札書は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

#### 6.4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とすること。間違っ

#### 6.5 委託費内訳書

委託費内訳書については、次によるものとする。

ア 入札書の提出に併せ、委託費内訳書を提出すること。

イ 委託費内訳書の業務価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ 6.6節に規定する再度入札を行う場合は、委託費内訳書の提出を要しない。

#### 6.6 再度入札

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、当初入札において、無効又は失格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(2) 郵便により入札した者は、6.3節の(3)のキによる再度入札書を提出した者のみが参加できるものとする。

(3) 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格のみを発表する。

(4) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

ア 無効の入札をした者

イ 当初の入札に出席していない者

(5) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

(6) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

#### 6.7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 2に掲げる者又は3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

## 6.8 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が6.3節の(2)の提出先に到達するまでは、入札を辞退することができる。

この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を5.1節の契約条項を示す場所に直接持参して申し出なければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

## 6.9 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

## 6.10 入札保証金

免除する。

## 7 支払条件

業務料の内訳については、設計額比率で按分し、決定する。

月毎に業務履行の完了を確認した後、業務料を支払うものとする。支払いに当たっての手続きは、以下のとおりとする。

- ア 受託者は、月間の業務完了報告書を作成し、遅滞なく委託者に提出すること。
- イ 委託者は、月間の業務完了報告書受領後 10 日以内に検査を行う。
- ウ 受託者は、委託者の検査後、委託者に請求書を提出する。
- エ 委託者は受託者からの請求書を受領後 30 日以内に委託料を支払う。

## 8 契約に関する事項

### 8.1 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

### 8.2 契約書の作成及び違約金

落札者は、落札決定後 7 日以内に契約関係書類を提出しなければならない。

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

### 8.3 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 8.4 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 9 その他

- (1) 1 から 8 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 入札者は、この入札説明書のほか、公告文、共通仕様書、設計図書及び契約書（案）を熟読し、京都府工事等入札心得を遵守すること。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (5) 共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□共同企業体」とすること。
- (6) 令和 5 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (7) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。